

運輸安全マネジメントに関する取り組み

箱根登山バス株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

箱根登山バスでは、輸送の安全を確保するため、以下のとおり社長および役員と全社員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んでまいります。

《安全方針》

1. 安全第一

お客様の安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

2. 法令の遵守

輸送の安全に関する法令および規則を遵守し忠実に職務を遂行します。

3. 確認の励行

職務遂行にあたり推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

4. 情報の共有と開示

情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

5. 変革に挑戦

常に安全確保に向けた問題意識を持ち、PDCAサイクルの実施により変革に挑戦します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 中丸 富夫

- (1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。
  - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
  - ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
  - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達および共有をいたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

(2) 輸送の安全に関する目標と達成状況

① 2016年度目標・実績

区分	自動車事故報告規則第二条に規定する事故 (重大事故)	
	目標	実績
人身事故	0件	0件
車内事故	0件	0件
物損事故	0件	0件

② 2017年度目標

- ・重大事故0件
- ・有責事故件数対前年20%削減

(3) 2016年度重点施策の実施状況

① 飲酒運転「ゼロ」について

乗務前後の点呼時にアルコール検査を徹底して実施しておりますので飲酒運転事案はございません。

② 健康状態に起因する事故の防止

【SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施】

社用車を運転する全従業員を対象とした簡易検査を2014年度に実施しました。その結果を基に治療が必要な従業員は、C-PAP等の治療を受けさせて定期的に身体状況を報告させています。

【脳MRI健診の実施】

運転士の脳疾患予知・予防を通じて健康起因による事故を防止するため、脳MRI健診を開始し、順次受診しています。

③ ヒヤリ・ハット情報の共有と一層の活用について

営業所ごとに収集分析し、危険箇所情報の収集とともに写真・注意事項の掲示および教育を実施しました。

(4) 交通安全運動

年4回の交通安全運動期間中に下記の事項を実施し、経営トップのメッセージの伝達、重点施策についての指導と実施状況の把握などの取り組みを通じて、安全管理体制の維持・向上に努めました。

- ・春の全国交通安全運動（2016年4月6日～4月15日）
- ・夏の交通事故防止運動と夏季の輸送安全総点検（2016年7月11日～7月20日）
- ・秋の全国交通安全運動（2016年9月21日～9月30日）

・年末年始の輸送等に関する安全総点検（2016年12月10～2017年1月10日）

- ① 社長、安全統括管理者による職場巡視
- ② 本社管理部門による早朝点呼立会い
- ③ 整備部門担当者による車両の日常点検立会い
- ④ 営業所管理職、運行管理者、本社管理部門による街頭指導
- ⑤ 運行管理委員会の開催
- ⑥ 地域の交通安全対策協議会主催の利用者に対する啓発活動への参加



職場巡視



街頭指導

(5) 安全マネジメント体制を維持するための必要な教育について

年間教育計画に基づき、以下の研修を実施しました。

① 全体研修

2016年9月には6日間にわたり、小田原ドライビングスクールの教官を講師として招き、運転士・整備士に対して、「事業用自動車を運転する場合の心構え」、「運転者の運転適性に応じた安全運転」等をテーマとして、また、運行管理者に対しては、「運行管理者としての心構え」をテーマとして、それぞれ研修を実施しました。

また、2017年1月から2月にかけて8日間にわたり、全従業員を対象とした安全マネジメント研修を開催し、グループディスカッションを取り入れた危険予知トレーニングや、ヒューマンエラー防止・健康管理・車両点検実技などをテーマとした教育を実施しました。

② 月次教育

各営業所の運行管理者が月々のテーマ設定と資料作成を行い、所属の運転士に対し教育を実施しました。内容は、自社および他社の事故事例を用いた発生原因と再発防止策の考察、健康管理の重要性、運転士が遵守すべき基本的事項、繁忙期に伴う事故・苦情防止など、多岐にわたり教材として採り上げました。

③ 外部機関での教育

小田原ドライビングスクールで事故惹起者、指導員およびスキルアップを必要とする乗務員を対象とした運転技能研修を行いました。

④ エコドライブ講習会

早めのシフトアップや一定速度での走行を意識した試走を行い、燃料消費量の減少量を計測する研修を実施しました。燃料の消費を抑えた運転は、燃料費節約による経

済性向上や大気汚染防止などの効果のほか、交通事故減少による安全性向上にも繋がることを学習しました。

#### ⑤ 添乗指導

本社管理部門および営業所管理職、運行管理者、指導運転士等が営業運転中のバスに添乗し、運転技能や接遇についてフィードバックを行い、運転士一人ひとりのスキルアップと職場全体のレベルアップに取り組みました。



ホイールボルト・ナットの締付方法について（安全マネジメント研修にて）



グループディスカッション

#### （6）安全推進会議の開催

毎月1回、社長、安全統括管理者ほか本社管理部門担当者および営業所長ほか現業部門担当者をメンバーとして安全推進会議を開催しました。この会議においては、下記の項目について検討、方針決定、情報共有と意見交換を行いました。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画
- ② 関係法令および通達等の周知
- ③ 事故事例について発生原因と再発防止策
- ④ 教育の計画と実施
- ⑤ ヒヤリ・ハット情報
- ⑥ 輸送の安全に関する規則類の制定および改正について

#### （7）設備関係

輸送の安全に関する設備への投資の主なものは下記のとおりです。

- ① 車両代替 ノンステップ4両、ワンステップ5両 合計9両（ABSシステム搭載）
- ② 液晶運賃表示機 42両分
- ③ ヘッドライトのLED化 40両分
- ④ 小田原駅東口ロータリーカーブミラー設置

#### （8）その他の安全への取り組み

##### ① 運転士の班活動

主任運転士をリーダーとして班を編成し、年間や半期の事故防止に向けた目標の設定と振り返り、事故事例情報の共有と防止対策の意見交換などを行いました。また、指導主任・

主任運転士会議を開催し、各班の活動報告や意見交換を実施しました。

【設定した班別目標の例】

かもしれない運転の励行、交差点右左折時の注意強化、踏切通過時の事故防止、後退時の安全不確認事故の撲滅、車内人身事故ゼロ

② バスの乗り方教室を開催

地域の小学校児童を対象とし、公共交通機関であるバスへ関心を持つとともに、交通安全への理解を深めていただくため、バスの乗り方教室を開催しました。参加した児童の皆様には、バスの利用のしかたや車内でのマナー、バス運転席からの死角などを体験しながら学んでいただきました。



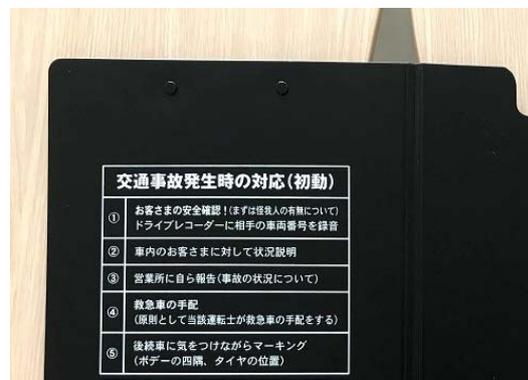
③ モニター制度の活用

実際にバスにご乗車いただいているモニターの皆様のご協力により、バス発進時の着席確認やドア開閉時の安全確認状況、およびお客様へのお声掛けなど接遇の実施状況についてご報告をいただき、安全確保のための基本動作の徹底、サービスレベルの向上に活用しています。

④ コンプライアンス意識の向上について

入社時研修および全体研修において、小田急箱根グループの社員としての行動基準や社会的責任などについて教育を行い、コンプライアンス意識の醸成およびCSR実践のための行動力の向上に努めました。

また、プロの運転士としての心構えと事故発生時の初動対応を記載したクリップボードを全従業員に配付しました。



### 3. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成し、重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成し取り組みます。

#### (1) 教育計画

国土交通省が指針とする項目を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に実施します。

- ① 事業所単位で運行管理者が月々のテーマ設定と資料作成を行い、運行管理状況に即した教育を全従業員に行います。
- ② 自動車教習所等外部機関と連携し、指導職にある者や事故惹起者およびスキルアップを必要とする乗務員を対象とした特別教育を実施します。
- ③ 年1回の安全研修に加え、事故発生のメカニズムや車両特性を再認識させる機会として外部講師による安全講話を実施します。
- ④ 自動車メーカーのテクニカルセンターにおける安全運転講習会に参加します。
- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団認定のエコドライブ講習会を実施します。
- ⑥ ドライブレコーダーの映像やデジタルタコグラフを活用し、事故防止教育や危険予知トレーニングを実施します。
- ⑦ 教育実施後の浸透度、習得度を把握するため、本社管理部門担当者、運行管理者等が添乗指導、街頭指導を行います。
- ⑧ 運行管理者、補助者は飲酒運転防止インストラクター講習を受講します。

#### (2) 設備投資

計画した設備投資の主なものは下記のとおりです

- ① 車両については、バリアフリー対応ワンステップ・ノンステップバスを11両購入いたします。また、外国人のお客様などの大きな手荷物を抱えた旅客対応として、ラゲージスペースを備えた大型バスの導入効果検証を行います。
- ② 適性診断測定システム（ナスバネット）の導入により自社施設内で一般診断を実施できるようにします。
- ③ 車椅子固定用ベルトをより安全性の高いものに順次更新します。
- ④ ヘッドライトのLED化を進めます。

#### (3) 健康管理

- ① SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施

3年に1回、社用車を運転する全従業員を対象としたSAS簡易検査を実施します。

（2017年度は実施年度に該当）その結果に基づき精密検査から治療開始・継続までのフォローを行います。

- ② 脳MRI健診の実施

運転士の脳疾患予知・予防を通じて健康起因による事故を防止するため、2016年度から脳MRI健診を開始しました。本年度は全運転士の受診を目指します。

#### (4) 交通安全運動

下記の交通安全運動に会社として積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。各運動期間中は経営トップの巡視を実施、本社管理部門が現場に出向き、運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

- ① 春の全国交通安全運動（2017年4月6日～4月15日）
- ② 夏の交通事故防止運動と夏季の輸送安全総点検（2017年7月11日～7月20日）
- ③ 秋の全国交通安全運動（2017年9月21日～30日）
- ④ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（12月中旬～翌年1月上旬）



#### (5) 職場巡回

安全統括管理者が定期的に現業を巡回し、意見交換を行い意思疎通を図ることにより、安全施策の推進に取り組みます。

#### (6) 会議の開催

輸送の安全確保に関する情報共有、意思疎通を積極的に行なうため、下記の会議を開催します。

- ① 安全推進会議・・・毎月1回
- ② 運行管理委員会・・・年4回の交通安全運動期間前
- ③ 事故報告会・・・随時

#### 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙1，2参照

#### 5. 安全統括管理者

常務取締役 川又 正二

#### 6. 安全管理規程

別紙参照

#### 7. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置について

- (1) 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を

定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

#### 8. 輸送の安全性に関する実績と予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ実績額および予算は次のとおりとなります。

(単位：千円)

	設 備 投 資	安全に対する費用	合 計
2016年度実績	206,722	7,442	214,164
2017年度予算	240,400	16,320	256,720

#### 9. 2016年度事故統計（自動車事故報告規則第二条に規定する事故）

運転事故	0件
車両故障	12件

以 上

# 安全管理規程

箱根登山バス株式会社

# 安全管理規程

## 目 次

第1章	総則	3
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	3
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	4
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	5

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条2及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所を統括し、指導監督を行う。
  - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内各案内所を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する対応する場合も含め、別紙(1)に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は社長および役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙(2)に定める組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一

項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のため必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

- 2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講

じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、原則として外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

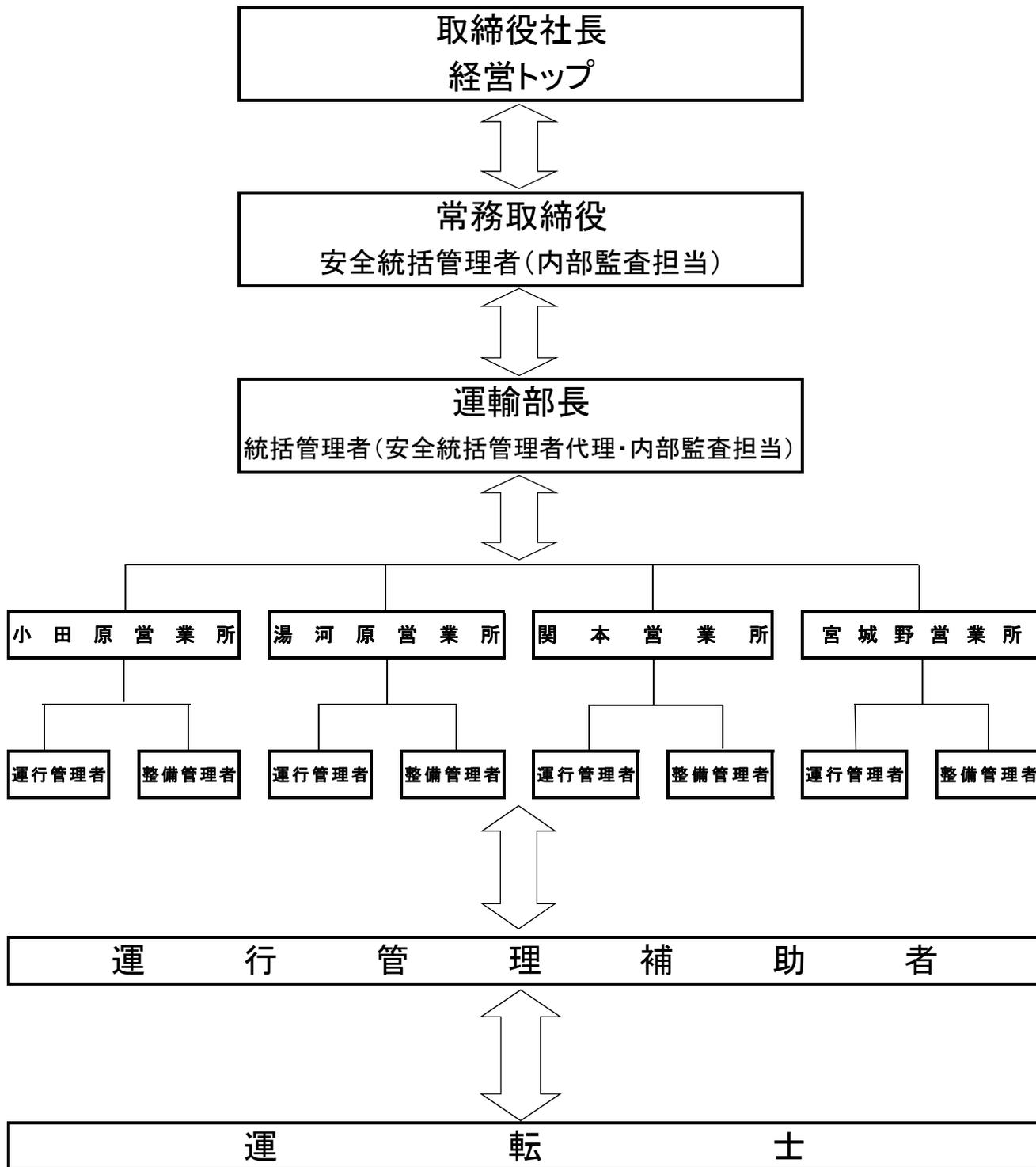
3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の管理は運輸部とし、保存期間は5年間とする。

付則

この規程は、2006年10月1日より適用する。

# 安全管理組織体制

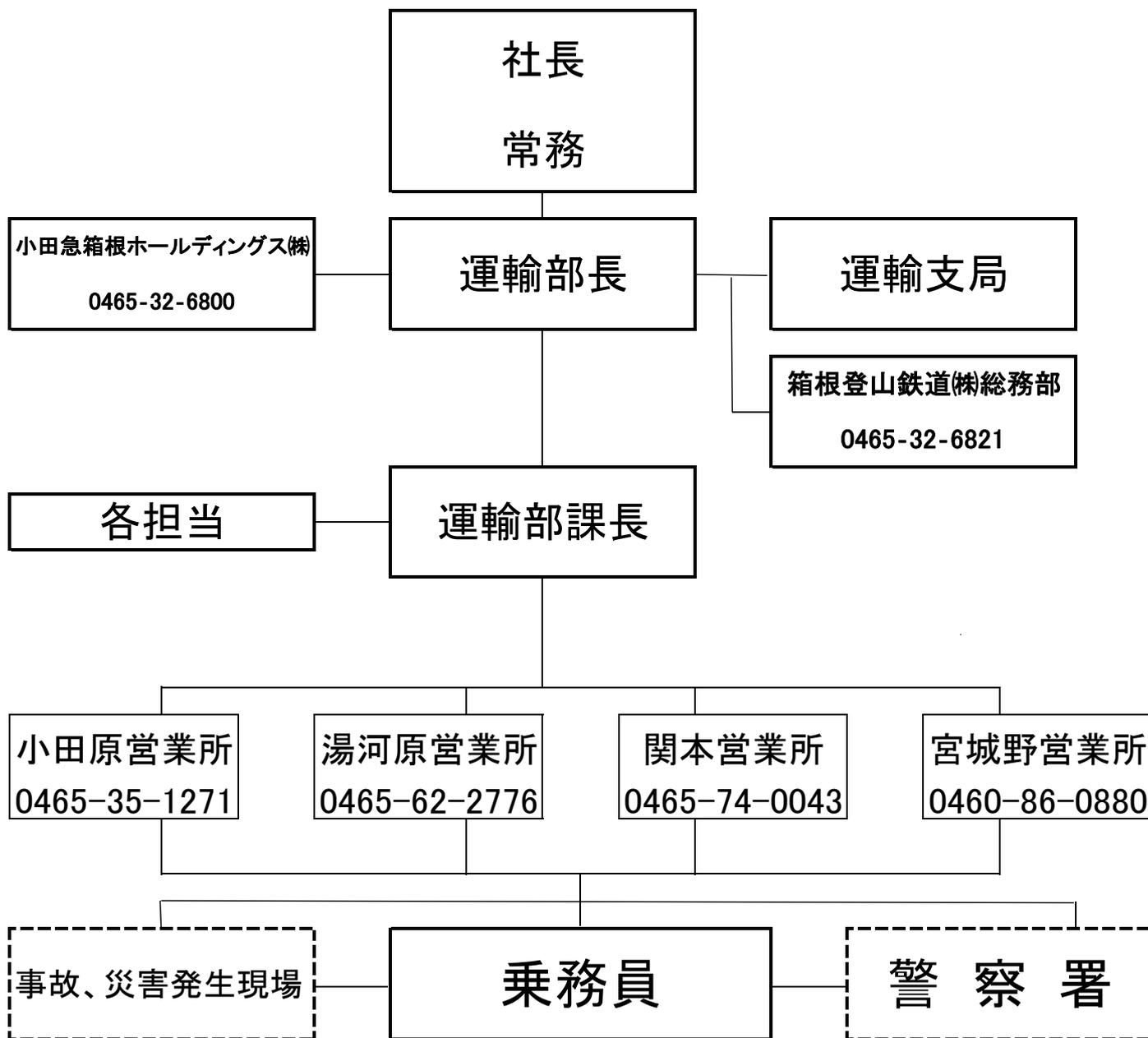
箱根登山バス株式会社



# 運輸部緊急時連絡系統図

箱根登山バス株式会社

神奈川運輸支局(整備課)	静岡運輸支局(整備課)
TEL 045-939-6803	TEL 054-261-7622
FAX 045-932-3228	FAX 054-262-4179



県西土木事務所(小田原土木センター)	0465-34-4141	小田原警察署	0465-32-0110
県西土木事務所	0465-83-0331	松田警察署	0465-82-0110
沼津土木事務所(御殿場支所)	0550-84-6100	御殿場警察署	0550-84-0110
熱海土木事務所	0557-82-9156	熱海警察署	0557-85-0110